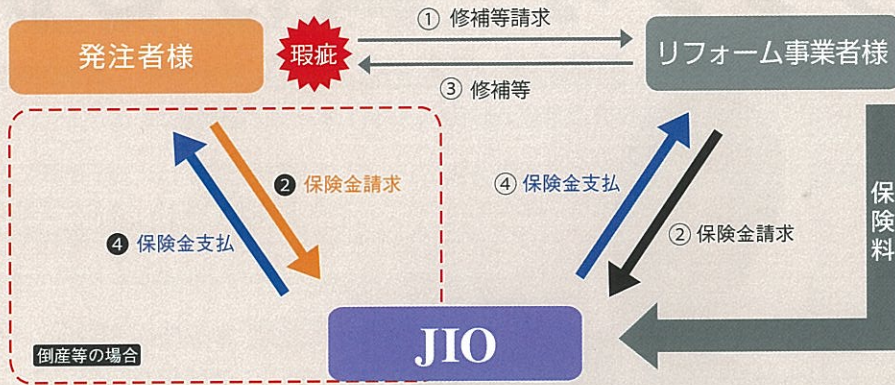


# 「JIOリフォームかし保険\*」は消費者が安心して リフォーム工事を発注できるようにするための保険です。

\*「JIOリフォームかし保険」は「リフォーム工事瑕疵担保責任保険」の愛称で、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に規定される保険です。

## 保険の流れ



保険契約の内容はお引渡し後に発行する「普通保険約款」および「特約条項」が適用されます。普通保険約款では、保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない場合（免責事由）等、保険契約の内容を規定し、特約条項では普通保険約款に規定された補償内容等の追加や変更を規定しています。

## 保険の対象となるリフォーム工事

この保険が対象とする「リフォーム工事部分」とは、リフォーム事業者様が発注者様と締結した工事請負契約書に基づく、「既存住宅の一部または既存住宅と一体となった設備」にかかる工事を実施したすべての部分です。（以下「保険対象工事部分」といいます。）

工事に伴い設置、更新、または修繕された機器、器具または設備自体の不具合は対象外となりますのでご注意ください。  
（設備と配管や配線の接続部分は保険対象工事部分に含まれます。）

※既存住宅とは、既に人の居住の用に供した住宅を言います。ただし、リフォーム工事の目的物に構造耐力上主要な部分が含まれている場合は、新耐震基準（昭和56（1981）年6月1日改正の耐震基準）を満たす住宅に限ります。

※新築工事、解体工事、撤去作業および清掃作業は含みません。 ※分譲マンション等の場合は、区分所有者が発注できる工事に限ります。




※保険対象工事の工事請負金額は3,000万円を上限とします。

### 増築工事特約について

既存住宅の基礎外周部の外側に基礎を新設する工事は、「増築工事特約」の対象となり、保険対象工事部分と保険期間・支払限度額が既存住宅のリフォーム工事部分と異なります。詳しくはP6をご参照ください。

## 保険期間と保険の対象となる事故

【表1】

事故となる事由	保険期間
 ①保険対象工事部分のうち構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと（P2 参照）	<b>5年間</b> ただし、事故となる事由の③に起因した損害については1年間
 ②保険対象工事部分のうち雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと（P2 参照）	
 ③保険対象工事部分のうち上記①②以外の部分が、社会通念上必要とされる性能を満たさないこと（P2 参照）	<b>1年間</b>

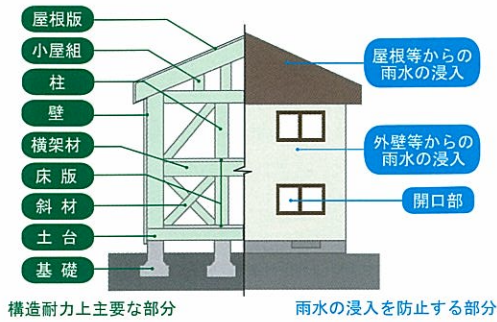
保険の始期は、リフォーム事業者様と発注者様の請負契約書に基づく工事が完了し、JIOの現場検査が終了後に、リフォーム事業者様と発注者様が「工事完了確認書」にて工事完了を確認した日となります。

※増築工事特約は上表とは異なります。P6をご参照ください。

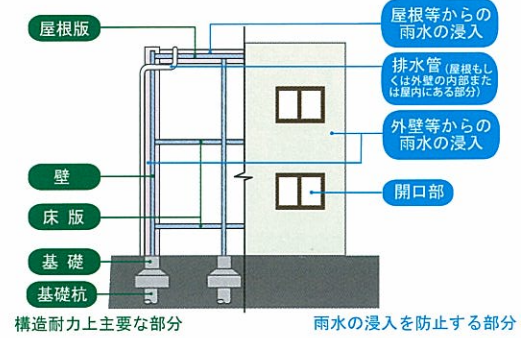
## 保険対象工事のうち①構造耐力上主要な部分と②雨水の浸入を防止する部分

下図の部分に対して実施したリフォーム工事部分に瑕疵があった場合が事故の対象になります。

木造(在来軸組工法)戸建て住宅の例



鉄筋コンクリート造(壁式工法)共同住宅の例



### ① 構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます。)、床版、屋根版または横架材(はり、けたその他これらに類するものをいいます。)、で、その住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの

### ② 雨水の浸入を防止する部分

- 住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
- 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、その住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分

### ③ (①②以外の部分が、社会通念上必要とされる性能を満たさないこと)

## 保険対象工事のうち③ 保険期間が1年間となる部分と事故の事象例

下表の左欄の部分等を実施したリフォーム工事部分に右欄のような事象(瑕疵)が生じた場合が事故の対象になります。

保険対象工事部分	事象例
コンクリート工事 玄関土間、犬走り またはテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下、ひび割れ、不陸または隆起が生じること
木工事 床、壁、天井、屋根または階段等の木造部分	著しいそり、すきま、割れ または たわみが生じること
ボード、表装工事 床、壁もしくは天井等のボードまたは表装工事部分	仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき または しみが生じること
建具、ガラス工事 内部建具の取付工事部分	建具または建具枠に、著しい変形、亀裂、破損、開閉不良または がたつきが生じること
左官、タイル工事 壁、床もしくは天井等の左官、吹付け、石張またはタイル工事部分	モルタル、プラスター、しっくいまたは石・タイル等の仕上部分もしくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損または変退色が生じること
塗装工事 塗装仕上の工事部分	著しい白化、白垂化、はがれ または 亀裂が生じること
屋根工事 屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいすれ、浮き、変形、破損または排水不良が生じること
内部防水工事 浴室等の水廻り部分の工事部分	タイル目地の亀裂または破損、防水層の破断もしくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること
断熱工事 壁、床または天井裏等の断熱工事部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事 壁、床または天井裏等の防露工事部分	適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり または 結露によるかびの発生が生じること
電気工事 配管、配線の工事部分	破損または作動不良が生じること
電気工事 コンセント、スイッチの取付工事部分	作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事 配管の工事部分	破損、水漏れ または 作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事 蛇口、水栓またはトラップの取付工事部分	破損、水漏れ または 作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事 厨房または衛生器具の取付工事部分	破損、水漏れ、排水不良 または 作動不良が生じること
排水工事 配管の工事部分	排水不良または水漏れが生じること
汚水処理工事 汚水処理槽の取付工事部分	破損、水漏れ または 作動不良が生じること
ガス工事 配管の工事部分	破損、ガス漏れ または 作動不良が生じること
ガス工事 ガス栓の取付工事部分	破損、ガス漏れ または 作動不良が生じること
雑工事 小屋裏、軒裏または床下の換気孔の設置工事部分	脱落、破損または作動不良が生じること